

食品におけるサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の試験法改正について

平成27年7月29日 厚生労働省より

「食品、添加物等の規格基準に定めるサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の試験法の改正について」の通知が発表されました。

試験法について「国際整合性を図る」という点からの改正であり、平成28年1月29日より適用されています。

弊社におきましても、改正された試験法によりサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の検査を受託し、検査を行っております。

なお、検査にかかる日数は従来どおりとなっております。

検査項目	サルモネラ属菌	黄色ブドウ球菌
主な検査対象食品	<ul style="list-style-type: none"> ・非加熱食肉製品 ・特定加熱食肉製品 ・加熱食肉製品（加熱殺菌後包装） ・食鳥卵（鶏卵） 	<ul style="list-style-type: none"> ・非加熱食肉製品 ・特定加熱食肉製品 ・加熱食肉製品（加熱殺菌後包装）
主な改正点	<p>食肉製品と殺菌液卵（鶏卵）では、これまで試験法が異なっておりました。</p> <p>この改正でその試験法が統一され、今まで食肉製品の成分規格において規制対象となっていたサルモネラ属菌に加え、非定型のサルモネラも検査対象となります。これにより、さらなるサルモネラ属菌食中毒の発生防止が図られることになりました。</p>	<p>ISO688-1:1999と妥当性確認を行い、従来から広く行われている3%卵黄加マンニット食塩寒天培地による試験法は、国際法と同等に扱われるべきと記載されました。</p>



くわしい内容やご質問、検査のご依頼などございましたら、お気軽にお問合せください。

【お問合せ先】
株式会社 九州保健ラボラトリー
鹿児島市小野二丁目15-2
TEL: 099-218-3636
FAX: 099-218-3553

株式
会社

九州保健ラボラトリー
Kyushu Hoken Laboratory

<http://www.kyuhoko.co.jp>